

## 技能検定の職種統廃合の状況について(～平成28年度実施の検討会分)

参考2

年度	検討候補職種(検討会実施時点)	検討された職種(報告時点)	施行した職種(施行時点)
21年度	ファインセラミックス製品製造、漆器製造(業界団体と廃止の方向で調整済みのため除外)		
	金属研磨仕上げ、製材のこ目立て、木工機械整備、竹工芸、ガラス製品製造、れんが積み、コンクリート積みブロック、建築図面製図		
	縫製機械整備、機械木工、木型製作、陶磁器製造、枠組壁建築、エーエルシーパネル施工、印章彫刻(30人以上のため除外)		
22年度	機械木工、枠組壁建築、エーエルシーパネル施工、ウエルポイント施工		
		金属研磨仕上げ、製材のこ目立て、木工機械整備、竹工芸、ガラス製品製造、れんが積み、コンクリート積みブロック、建築図面製図(廃止又は統合)	
23年度	枠組壁建築(H22検討会報告に基づき、H23年度実施結果により判断)	枠組壁建築(H23年度での6年平均により、実施間隔を判断)	
		機械木工(廃止又は統合)	
		エーエルシーパネル施工(隔年実施又は指定試験機関化)	(エーエルシーパネル施工(H23より隔年実施))
		ウエルポイント施工(H24年度実施結果により、実施間隔を判断)	
24年度	枠組壁建築	(枠組壁建築(H24の実施結果も含めて判断))	
	印章彫刻	(印章彫刻(3年毎実施であり、6年平均が下がってきているため、H24の実施結果を見て判断))	
			木工機械整備(機械木工と統合。政令改正)→平成25年度試験から反映 機械木工(木工機械整備と統合。政令改正)→平成25年度試験から反映
25年度	機械木工	機械木工(次回試験を実施する平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で判断)	
	木型製作	木型製作(廃止又は指定試験機関化)	木型製作(廃止。省令改正)→平成29年度試験から反映
26年度	複写機組立て	複写機組立て(廃止)	複写機組立て(廃止。省令改正)→平成28年度試験から反映
	機械木工(H25検討会報告に基づき、H25年度実施結果により判断)	(機械木工(H26年度での6年平均により、実施間隔を判断))	
27年度	酒造	酒造(H27及びH28の受検申請者数の状況の評価するとともに、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当と結論)	
	枠組壁建築	枠組壁建築(引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当であると結論)	
	印章彫刻	印章彫刻(平成26年度検討会において都道府県方式による実施として差し支えないことが確認されたところであり、次回試験を実施する平成27年度を受検者申請者数などの状況を踏まえた上で、改めて検討→平成27年度を受検者申請者数は101人)	
	機械木工	機械木工(平成26年度検討会において都道府県方式による実施として差し支えないことが確認されたところであり、次回試験を実施する平成28年度を受検者申請者数などの状況を踏まえた上で、改めて検討)	
28年度	縫製機械整備	縫製機械整備(引き続き業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当と結論)	

○ 各年度の検討会では、その前年度までの実施結果を基に検討を行っている。

○ 22年度実施の検討会では、6年平均受検申請者数が30人以下の職種を、23年度実施の検討会では、6年平均受検申請者数が50人以下の職種を対象とするなど、段階的に検討対象の規模を引き上げていくことが適当とされている(H21.1「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」)。